

助成金

出張

## 雇入れ時(新入社員)安全衛生教育

「雇入れ時(新入社員)安全衛生教育」は、雇用形態(常時、臨時)や国籍にかかわらず、新規採用のすべての労働者について行わなければならない安全衛生教育で、労働安全衛生法第59条1項により事業者には義務づけられています。

新規採用者は安全衛生についての知識がほとんどありません。職場には様々な不安全状態や不安全行動が潜んでいます。仕事にあたって、これら危険な要素にいち早く気づき、対処していける基礎能力をしっかりと身につけることは、本人とっても会社にとっても大切なことです。都合でこれまで受講できなかった方や、中途採用で教育を受けていない方なども対象となりますので、この機会を逃さず受講をお願いします。

### 対象者

**新入社員等**・中途採用等で未受講者・配置転換により作業内容を大幅に変更した方

### 講習の内容(労働安全衛生規則第によるカリキュラム)

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関する事
- 2 安全装置、有害物制御装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関する事
- 3 作業手順に関する事
- 4 作業開始時の点検に関する事
- 5 当該業務に関して発生する恐れのある疾病の原因及びその予防に関する事
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関する事
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項



### 日時

令和7年4月16日(水) 9:00~17:00 ※申込後、詳細な時間割を記載した「受講票(カリキュラム)」を送付します

### 会場

地場産業振興センター(足利市田中町32-11) 4階小ホール

### 受講料

11,000円

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

### 申込期間

令和7年2月3日(月)~ 4月10日(木) 定員40名

### 申込方法

ホームページから直接お申し込みください (お問い合わせは、協会事務局73-6660まで)

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から**受講料の30%**が助成されます

出張

事業所で10人以上の受講者がいる場合は、日程を調整して**出張講習**もできます